

子ども・子育て支援新制度における施設・事業等の基準条例（案）について

平成26年8月26日
保健福祉部

第1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法の制定により子ども・子育て支援新制度が実施されることとなり、子ども及び子育て家庭を対象として、消費税率の引上げ等により確保される財源を用いた教育・保育及び地域の子ども・子育て支援についての量の拡充及び質の向上を図ることとなった。

子ども・子育て支援新制度の概要は、次のとおりである。

- 1 幼稚園、保育所及び認定こども園を小学校就学前子どもが教育・保育を受けるために利用する施設（以下「教育・保育施設」という。）として位置付けるとともに、認定こども園のうち新たに単一の施設として設定する幼保連携型認定こども園については都道府県、指定都市及び中核市が認可の権限を持ち、その認可基準は都道府県等の条例で定めることとされた。
- 2 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を小学校就学前子どもが保育を受けるために利用する事業（以下「地域型保育事業」という。）として位置付けるとともに、市町村がそれらの認可の権限を持ち、その認可基準は市町村の条例で定めることとされた。
- 3 市町村は、教育・保育施設又は地域型保育事業者について、利用定員を定め、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（4の支給認定を受けた保護者が利用した場合に施設型給付費又は地域型保育給付費を受けることができる施設又は事業者をいう。）として確認することとし、当該確認の基準は、市町村の条例で定めることとされた。
- 4 小学校就学前子どもの保護者が教育・保育給付を受けようとするときは、支給認定（次に掲げる区分に応じて行われる教育・保育給付を受ける資格、保育必要量等についての市町村の認定をいう。）を受けなければならないこととされた。
 - (1) 3歳以上の小学校就学前子ども（(2)に掲げる者を除く。）
 - (2) 3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
 - (3) 3歳未満の小学校就学前子どもであって、(2)の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 5 市町村は、放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営の基準を条例で定めることとされた。

第2 制定等をする条例の趣旨、内容及び施行期日

1 盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（第1の1関係）

(1) 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る調査審議を盛岡市子ども・子育て会議に行わせようとするものである。

(2) 改正の内容

盛岡市子ども・子育て会議の設置規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を加える。

(3) 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日

2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（第1の1関係）

(1) 改正の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、認定こども園に係る規定を削るとともに、保育所の設備及び運営に関する基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

- ア 保育所に施設の運営についての重要事項に関する規程を定めることを義務付ける。
- イ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正に伴う規定の整備を行う。
- ウ 保育室等を4階以上に設ける場合に必要な避難設備の基準を緩和する。
- エ 認定こども園に係る規定を削除する。

(3) 施行期日

- ア (2) イについては、平成26年10月1日
- イ ア以外については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

3 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（第1の1関係）

(1) 制定の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

(2) 条例の内容

幼保連携型認定こども園の設備の基準並びに学級の編制、職員の配置及び資格、子育て支援事業の内容その他運営の基準について定める。

なお、独自基準として、乳児室又はほふく室の面積を 3.3 平方メートルに 2 歳未満の園児数を乗じた面積以上とすること及び幼保連携型認定こども園は原則として全ての開園日において教育・保育相談事業をしなければならないことを定める。

(3) 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

4 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（第 1 の 2 関係）

(1) 制定の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

(2) 条例の内容

家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（保育所型・小規模型）の設備の基準並びに職員の配置及び資格、保育所等との連携、衛生管理その他運営の基準について定める。

なお、独自基準として次に掲げる事項を定める。

ア 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業における屋外遊戯場は事業の実施場所と同一の敷地内に設けること。

イ 家庭的保育事業、小規模保育事業 C 型及び居宅訪問型保育事業における家庭的保育者は市長等が行う研修を修了した保育士に限ること。

ウ 家庭的保育事業における家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とすること。

エ 小規模保育事業 B 型における保育従事者の 3 分の 2 以上は保育士とすること。

オ 保育所型事業所内保育事業における乳児室又はほふく室の面積を乳児又は 2 歳未満の幼児 1 人当たり 3.3 平方メートル以上とすること。

カ 小規模型事業所内保育事業における保育従事者の 3 分の 2 以上は保育士とすること。

(3) 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

5 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（第1の3関係）

(1) 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めようとするものである。

(2) 条例の内容

支給認定子ども（子どもの年齢、保育の必要性等に応じて教育・保育給付を受ける資格を有すると市が認定した子ども）が教育・保育給付を受けるに当たって利用することができる施設及び事業者として、市が確認するための基準を次のとおり定める。

ア 特定教育・保育施設の運営の基準

(1) 利用定員の基準

(イ) 利用者負担額等の受領、運営規程の制定その他運営の基準

(ウ) 特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において保育を受けることができるものが保育所から受ける保育をいう。）及び特別利用教育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において必要な保育を受けることが困難なものが幼稚園から受ける教育をいう。）の基準

イ 特定地域型保育事業者の運営の基準

(1) 利用定員の基準

(イ) 利用者負担額等の受領、運営規程の制定その他運営の基準

(ウ) 特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において保育を受けることができるものが特定地域型保育事業者から受ける保育をいう。）及び特定利用地域型保育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において必要な保育を受けることが困難なものが特定地域型保育事業者から受ける保育をいう。）の基準

(3) 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日

6 盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例（第1の4関係）

(1) 制定の趣旨

子ども・子育て支援法の制定に伴い、子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の1月当たりの労働の時間数の下限を定めようとするものである。

(2) 条例の内容

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号の市町村が定め

る保護者の1月当たりの労働の時間数の下限を48時間とする。

(3) 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日

7 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（第1の5関係）

(1) 制定の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

(2) 条例の内容

放課後児童健全育成事業の設備の基準並びに職員の配置及び資格、衛生管理、秘密の保持その他運営に関する基準について定める。

なお、独自の経過措置として、この条例の施行の日の前日において現に放課後児童健全育成事業を行っている者が施行の日から起算して3月以内に市長へ届出をした場合においては、放課後児童健全育成事業所の専用区画の面積の基準及び利用者の支援を一体的に行うための単位を構成する児童の数の基準について、当分の間、適用しないことができるることとする。ただし、この条例の施行の日以後に当該事業者が放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は増築し、若しくは改築した場合については、当該基準を適用することとする。

(3) 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日